

(平成23年8月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 20 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 15 件

三重国民年金 事案 1071

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年10月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年12月から62年6月まで

申立期間当時は、A教会に住み込みをしていた。20歳になったため、自分で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、納付書が送られてきてから、時間に余裕があった時などに市役所に出向いて納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったことを契機として国民年金の加入手続を行ったとしているが、当該時期に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年10月に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたと考えられる。

このため、申立期間のうち、昭和61年10月から62年6月までの期間は国民年金加入手続後の期間であるところ、申立人は、「当時、毎月7,000円から9,000円程度の収入があり、その範囲内で国民年金保険料を納付していた。」としており、61年10月から62年3月までの保険料月額は7,100円、同年4月から同年6月までの保険料月額は7,400円であることから、申立人が当時の収入の範囲内で保険料を納付することは可能であったと考えられる上、申立人が申立期間当時居住していた市の申立人に係る国民年金被保険者名簿に、保険料納付方法として「個人納付」と記録されており、市役所に出向いて保険料を納付していたとする申立人の説明と一致しているなど、保険料納付に係る申立人の供述に不合理な点は見当たらないことから、申立期間のうち、国民年金加入手続後の期間である61年10月から62年6月までの期間について、あえて保険料を納付していなかったとは考え難い。

一方、申立期間のうち、昭和 59 年 12 月から 61 年 9 月までの期間については、国民年金加入手続後に遡及しなければ国民年金保険料を納付できない期間であるが、申立人は、保険料を遡及して納付した記憶は無いとしている上、前述のとおり、申立人が、毎月の収入の範囲内で保険料を納付していたと供述していることを踏まえると、当該期間に係る保険料の遡及納付が行われた可能性は低いと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和 59 年 12 月から 61 年 9 月までの期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 10 月から 62 年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 1072

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年8月から59年3月まで
② 昭和60年7月から同年12月まで

昭和57年から父親の歯科医院で働き、59年に、私が国民年金に加入していないことが税金の関係から判明したため、国民年金に加入するよう書類が送られてきたと思う。そのことを契機として国民年金に加入し、遡って2年分の国民年金保険料を納付したと思うが、夫は、特例により払える期間は全て払っているのではないかと知っている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が昭和59年に国民年金に加入したことを裏付ける資料として、その父親の55年分から59年分までの所得税の確定申告書控え（昭和56年分は損失申告書控え）を提出しており、そこに記載されている申立人の事業専従者としての所得が58年分について課税所得金額を超えているため、59年に申立人に対して国民年金の加入勧奨が行われたと主張しているが、当該記載は同年に申立人に対して国民年金の加入勧奨が行われたことや、申立人が国民年金に加入したことを裏付けるものではない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、職権により払い出されたものであり、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、昭和61年3月に払い出されたものとみられることから、その時点まで申立人は国民年金に加入していなかったと考えられる上、その時点で申立期間①の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、特例納付の実施期間でもないほか、申立期間①について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、上記の国民年金手帳記号番号に係る国民年金保険料の納付状況を見ると、申立人は、昭和61年3月に59年4月から60年3月までの期間の保険料を、62年4月には60年4月から同年6月までの期間の保険料を、いずれも過年度保険料として遡及納付していることが確認でき、加入手続後、保険料の遡及納付を行ったとする申立人の供述や、61年1月以降の保険料は現年度納付されていることなどを踏まえると、申立人は、同年3月に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、保険料納付を開始するとともに、59年4月以降の保険料について遡及納付を行ったと考えるのが自然である。

加えて、申立期間①について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、6か月と短期間である上、前述の遡及納付を行った時点で、申立期間②についても遡及納付することが可能であったことや、申立期間②後の納付状況などを勘案すると、あえて申立期間②のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年11月から3年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月から3年6月まで
平成2年11月に勤めていた会社を退職し、A市への転入の届出をB出張所で行った際に、国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、国民年金保険料は各月ごとに納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人には、平成元年8月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、申立期間について国民年金に再加入する場合、当該記号番号により国民年金被保険者資格の再取得手続を行い、国民年金保険料を納付することとなると考えられるが、オンライン記録及び当該記号番号に係るA市の国民年金被保険者記録共、申立期間について国民年金に再加入した形跡は無く、申立期間は国民年金の未加入期間となっている上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金被保険者資格喪失手続を行った記憶は無いとしている上、申立人から、申立期間の国民年金加入及び保険料納付の事実を知っている者として名前の挙がった申立人の父親及び申立人の兄に聴取したものの、申立期間の国民年金加入及び保険料納付についての具体的な供述を得ることはできなかった。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1074

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から4年3月まで

申立期間は国民年金保険料の申請免除期間となっているが、免除申請を行った記憶は無い。当時は、母親が、母親と私の保険料を集金人に現金で納めていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年4月頃に払い出されており、申立人は、当該記号番号により、同年1月まで遡及して国民年金被保険者資格を取得しているところ、オンライン記録及び申立人が所持する領収証書から、申立人が、遡及して被保険者資格を取得した同年1月から同年3月までの国民年金保険料を同年4月27日に納付していることが確認できる。

申立人は、申立期間について、その母親が、母親自身の国民年金保険料と併せて申立人の保険料を納付していたとしているところ、オンライン記録により申立人及びその母親の納付日を確認すると、申立人が遡及して国民年金被保険者資格を取得した平成元年1月から同年3月までの期間を除き(当該期間について、申立人の母親は申請免除期間となっている。)、申立人の母親が60歳に到達する時期まで、申立人とその母親の納付日は同日であることから、申立人とその母親の納付行為は基本的に同一であったと考えられるが、申立期間については、その母親も申請免除期間となっている。

また、申立人の母親に聴取しても、申立期間当時の国民年金保険料納付等についての具体的な供述を得ることができず、保険料納付の状況が不明である上、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料(家計簿、確定申告書等)及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1075

第1 委員会の結論

申立人の平成2年12月から3年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月から3年4月まで
20歳を過ぎれば、無職であっても、国民年金保険料を支払わなければならないと、両親にも教えられてきたので、申立期間の保険料は必ず支払っている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人に聴取しても、国民年金の加入手続や保険料納付についての具体的な記憶も無く、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録及びA町の国民年金被保険者記録共、申立人は、平成2年1月10日に国民年金被保険者資格を喪失後、4年10月21日に被保険者資格を再取得しており、申立期間は国民年金の未加入期間となっている上、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄に記載されている被保険者資格の取得及び喪失年月日も、オンライン記録と一致しており、申立期間について国民年金に加入していた形跡は見当たらない。

さらに、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1076

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から56年1月までの期間及び58年5月から61年3月までの期間の国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年11月から56年1月まで
: ② 昭和58年5月から61年3月まで

申立期間について、妻の国民年金保険料は納付されているのに、私の保険料が未納であることはあり得ない。

それまで勤めていた会社を退職し、自営業を開始する時に、市民センターで国民年金の加入手続きを行い、妻が、付加保険料も含めて二人分の国民年金保険料を納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻に聴取しても、国民年金被保険者資格の取得及び喪失手続並びに保険料納付についての具体的な記憶も無く、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人には、昭和42年9月頃と61年1月にそれぞれ別の国民年金手帳記号番号が払い出されているところ、オンライン記録及び後者の記号番号に係るA市の国民年金被保険者名簿から、i) 41年12月から44年3月までの期間に係る国民年金加入記録は前者の記号番号により管理されていたこと、ii) 前者の記号番号は61年3月17日に後者の記号番号に統合されていること、iii) 当該統合処理と同日に、後者の記号番号により、申立期間①に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失処理並びに申立期間②に係る被保険者資格の取得処理が行われていることが確認できる。

このことから、申立期間①及び②は、いずれもその当時に資格取得手続等が行われていたものではなく、昭和61年1月に国民年金手帳記号番号が払い出された後に遡及して国民年金の加入期間として追加された期間であること

がうかがわれる上、追加処理が行われた時点では、申立期間①の全部及び②の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間について別の記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の妻は、申立期間について、付加保険料も併せて国民年金保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録において、申立人の付加年金加入年月日として昭和 61 年 1 月 23 日となっているところ、上述の国民年金被保険者名簿にも付加年金の加入年月日として「61. 1. 23」と記載されており、申立期間①の全部及び②のうち 58 年 5 月から 60 年 12 月までの期間は付加年金に加入していない期間であることが確認できる上、同名簿の備考欄には、「61. 4 より納付」と記載されており、事実、申立人の 61 年 4 月以降の国民年金保険料については、付加保険料を含めて現年度納付されていることを踏まえると、申立人は、同年 1 月に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、同年 4 月の保険料から納付を開始したと考えるのが自然である。

加えて、申立人から、昭和 58 年分及び 61 年分の確定申告書控えが提出されており、61 年分の控えには、社会保険料控除欄に、国民年金保険料として一人分の現年度保険料額（付加保険料を含む。）と一致する金額が記載されているものの、58 年分の控えの社会保険料控除欄に記載されている国民年金保険料額は、実際の現年度保険料額（付加保険料を含む。）と一致しておらず、必ずしも実際の納付状況を適切に反映したものとは言えない状況がうかがわれる上、上述のとおり、申立期間が後から国民年金の加入期間として追加処理された期間であることを踏まえると、これら確定申告書控えの記載内容が申立期間の保険料納付を裏付けるものであるとは言い難い。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1077

第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月
会社を退職したため、町役場で国民年金と国民健康保険の手続を行った。国民年金保険料は、その時に窓口で支払ったか、社会保険事務所（当時）に支払いに行ったと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、平成2年9月に退職後、国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は8年1月に払い出されたものであることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたと考えられる上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、オンライン記録において、申立期間の国民年金被保険者資格喪失処理及び平成7年12月21日の被保険者資格の再取得処理が、いずれも8年2月に同時に行われていることから判断すると、申立期間は、当該処理により遡及して国民年金の加入期間として追加されたものであると考えられる上、追加処理が行われた時点では、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

加えて、申立人が、申立期間当時から所持しているとする年金手帳においても、平成8年1月に払い出された国民年金手帳記号番号が記載されている上、ほかに申立期間について、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1761

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないため、申立人のA社B支社における資格喪失日（昭和47年9月1日）に係る記録を昭和47年4月1日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月1日から同年9月1日まで

申立期間は、A社C支部に勤務していた。同支部はB支社の管轄であり、人事記録等の資料を管理している同支社に照会したところ、当該期間は同社の厚生年金保険の被保険者であったとして、同支社から証明書を発行してもらっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、A社B支社から「申立人は、当社に昭和46年11月1日に入社し、47年8月31日に退職している。」との回答があったことから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが推認できる上、同社B支社から、厚生年金保険資格証明書が提出されるとともに、「当社に在籍していれば厚生年金保険に加入しているはずである。」との回答があったことから、i) 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたこと、及びii) 事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないことが認められるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づく平成22年7月6日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんが行われ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項の規定により、資格喪失日が昭和47年9月1日に、標準報酬月額が3万6,000円に訂正されている。

しかしながら、当該あっせん後に新たに事業主から提出された申立人に係る

「外務員考査票」等の資料により、申立人の申立期間における資格が外務嘱託であったこと、及び外務職員で外務嘱託の場合は社会保険を適用しない委任関係にあり、他の外務職員についても外務嘱託の期間については社会保険が適用されていないことが確認できることから、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことが明らかである。

これらの事実及び新たに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月から 49 年 6 月 1 日まで
② 昭和 50 年 8 月から 61 年 5 月 1 日まで

「ねんきん定期便」で年金記録に空白期間が存在することを知った。申立期間①についてはA事業所で、申立期間②についてはB社で厚生年金保険を掛けていた。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚の供述から、勤務時期は特定できないものの申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A事業所は、昭和 48 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、同 10 月 1 日から 49 年 6 月 1 日については、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A事業所の元役員に申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会するため、法務局へ照会したものの、当該事業所の登記簿は無く、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間①について申立人の被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間②について、申立人は当時の同僚の氏名等を覚えていないため、当該期間にB社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会した

ものの、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の当該期間に係る勤務実態、厚生年金保険被保険者資格の取得状況等についての供述等を得ることはできなかった。

また、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、「申立人は11年間も勤務したとのことだが、取締役ほか従業員に確認したものの、申立人について誰も記憶しておらず、申立人は弊社に在籍していなかったものと思われる。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間②について申立人の被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間について、申立人の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1763

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 1 月 30 日から 35 年 12 月 16 日まで
② 昭和 36 年 1 月 15 日から 38 年 6 月 30 日まで

私は、A社を退職時に脱退手当金を受け取った覚えが無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿及び申立期間②に係る事業所の被保険者原票には、いずれも脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年10月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1764

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月9日から34年1月25日まで
A事業所を退職後、すぐに働くつもりであったので脱退手当金は受給していない。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の健康保険番号の前後100人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年1月25日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性34人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、28人に脱退手当金の支給記録があり、いずれも約7か月以内に支給決定されている上、同事業所から、「当時、退職者に対し、脱退手当金の説明と請求手続を行っていたと推測する。」との回答を得たことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和34年4月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 16 日から 41 年 1 月 1 日まで
申立期間は脱退手当金が支給されたこととなっているが、A社から脱退手当金について説明も無く、脱退手当金を受領した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金の支給に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和41年1月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A社において脱退手当金支給記録のある複数の同僚が、「退職時に事業所に手続きをしてもらい脱退手当金を受領した。」旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性があったものと考えられる。

さらに、A社における申立人の被保険者期間は21か月であり、他事業所の被保険者期間と合わせて初めて脱退手当金の受給要件を満たすところ、申立人は、A社の被保険者期間と共に脱退手当金の計算の基礎とされたB社の被保険者期間については、脱退手当金を受給した記憶があるとしていることを踏まえると、申立期間の脱退手当金も合わせて受給したと考えるのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 6 月 16 日から 33 年 7 月 1 日まで
② 昭和 39 年 12 月 7 日から 41 年 4 月 16 日まで
③ 昭和 41 年 6 月 7 日から同年 8 月 31 日まで
④ 昭和 41 年 11 月 1 日から 42 年 5 月 1 日まで

申立期間に勤務した期間について、脱退手当金が支給されたこととなっているが、事業所から脱退手当金について説明も無く、脱退手当金を受領した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和33年10月14日に支給決定されているほか、被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間②、③及び④に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはない上、脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金支給決定伺によると、社会保険事務所(当時)は、昭和42年10月18日に請求を受理し、43年1月26日に支給決定した上、同年2月2日に支払っていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 11 月 28 日から 32 年 9 月 1 日まで
② 昭和 34 年 7 月 15 日から同年 11 月 24 日まで

『脱退手当金を受け取られたかどうか』の確認について」というはがきが届いたが、脱退手当金を受け取っていない。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間②の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の健康保険番号の前後 40 番までの被保険者のうち脱退手当金の受給要件を満たす者 33 人を調査したところ、26 人について支給記録が確認でき、そのうち 20 人について厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月以内に支給決定がなされているとともに、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性があるものと考えられる。

また、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の裁定を行うために記録照会が行われたことがうかがえる回答日（昭和 35 年 4 月 9 日）が記載されており、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りも無いことから、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 5 月 7 日から 32 年 1 月 1 日まで
② 昭和 32 年 1 月 16 日から 34 年 3 月 31 日まで

A社を退職した当時、脱退手当金の制度があったことは知らなかった。当時は振込制度も無く、会社に脱退手当金をもらいに行った記憶も全く無い。申立期間について、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②の事業所の申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和34年6月6日に支給決定がなされているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1769

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 10 日から 38 年 2 月 26 日まで
平成 22 年 9 月に年金事務所からはがきが来て、申立期間について脱退手当金を受給した記録となっていることを知ったが、脱退手当金を受給した記憶は無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「退」の表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 38 年 5 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1770

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から 45 年 2 月まで

私は、申立期間にA社(現在は、B社)において、夜勤でメッキの仕事をしていた。厚生年金保険には加入していたはずであるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における勤務内容等に係る申立人の供述は具体的であり、同社に勤務していた同僚の供述とほぼ一致することから判断すると、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は申立期間当時の同僚の氏名等を記憶していないことから、オンライン記録により、申立期間に当該事業所において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる者7人に照会したところ、いずれも申立人を記憶していない上、当時のメッキ業務の担当課長から、「夜勤のみの勤務であればアルバイトで、厚生年金保険には加入していなかった。」旨の回答があった。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録によると、申立期間前後に厚生年金保険被保険者資格を取得した事業所については、厚生年金保険被保険者記録とほぼ一致する雇用保険の加入記録があるにもかかわらず、申立期間における加入記録は無い上、申立期間について、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無

いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1771

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 1 月から同年 3 月 21 日まで

夫は、A社（現在はB社）に平成元年 1 月から勤務していた。申立期間に係る給料明細書により、申立期間当時の標準報酬月額の高額以上の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年 1 月分及び 2 月分の給料明細書において、申立期間当時の標準報酬月額の高額以上の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていると主張している。

しかしながら、B社から提出された平成元年分給料受領印表（給料を受け取った際に従業員が受領印を押したとするもの）、及び厚生年金保険の事務を行っていたC会計事務所から提出された同年分源泉徴収簿によると、同年 1 月から 3 月まで受領印欄及び総支給金額欄等は空欄となっており、同年 4 月から申立人に給与が支払われていることが確認できる。

また、申立人の妻から提出のあった平成元年 1 月分、同年 2 月分、同年 4 月分、同年 5 月分及び同年 6 月分の給料明細書の記載内容は、C会計事務所から提出のあった 13 年分源泉徴収簿に記載された同年 1 月分、同年 2 月分、同年 4 月分、同年 5 月分及び同年 6 月分の総支給金額、社会保険料の控除額、所得税控除額と一致していることが確認できる。

さらに、C会計事務所から提出のあった申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、申立人の資格取得日は平成元年 3 月 21 日と記

載されていることが確認できる上、これは雇用保険の記録及びオンライン記録の資格取得日と一致している。

加えて、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者となっている複数の同僚に照会したものの、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1772

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 1 日から 21 年 3 月 1 日まで

私は、平成 20 年 4 月まで遡って住宅手当の支給を受け、厚生年金保険料も同年 7 月まで遡って徴収されたにもかかわらず、申立期間については、日本年金機構の記録が訂正されなかったため、徴収された保険料に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人に係る標準報酬月額は、当初、平成 20 年 7 月及び 8 月は 18 万円、同年 9 月から 21 年 8 月までは 22 万円とされていた。

しかし、A 事業所は、平成 20 年 4 月から申立人に支払われるべき住宅手当が未払いであったことから、標準報酬月額を同年 7 月から 24 万円に遡及改定する被保険者報酬月額変更届を、23 年 3 月 4 日に年金事務所へ提出し処理されたものの、申立期間については、時効により保険料を納付できないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正されなかった。

一方、A 事業所は、住宅手当の未払い分を平成 23 年 3 月 22 日に支給した際に、標準報酬月額の遡及改定により生じた厚生年金保険料の差額として 20 年 7 月まで遡って保険料を徴収したとしているところ、同事業所が保管する申立期間当時の賃金台帳に記載された厚生年金保険料控除額から算出した標準報酬月額は、申立人の申立期間に係るオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業

主が申立期間当時、源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、後日、事業主から厚生年金保険料を徴収されても、当時の給与から保険料控除されていないことから、特例法のあっせん対象にはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1773

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月から 52 年 5 月まで

A事業所において、8時から17時まで勤務し、プラスチック部品の製造及び組立てをしていた。厚生年金保険料は給料から引かれていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所における勤務内容等に係る申立人の供述には具体性があることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A事業所の元代表者の家族（専従者）に、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、「申立期間当時の代表は既に死去しており、当時の資料は一切無く不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は、申立期間当時の同僚の氏名等を覚えていないため、申立期間にA事業所において厚生年金保険被保険者であった4人の同僚のうち、男性2人、女性1人に照会したところ、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の同事業所における勤務期間及び勤務実態に係る供述を得ることができなかった。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は無い上、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号*番（昭和49年11月10日資格取得）から*番（昭和52年6月21日資格取得）までに、申立人の被保険者原票は無く、欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1774

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 7 月 1 日から 30 年 10 月 1 日まで

私は中学校卒業後、A社に就職し、住み込みで働いた。給料は親方に預けて、必要な時にもらっていた。病気にかかった記憶も無く、保険証は親方に預けたままになっていた。当時の資料は残っていないが、申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人のA社に係る記憶は具体性がある上、一時期同社の共同経営者であったとする者の息子の供述から、勤務時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所として見当たらず、申立人が記憶している事業所の所在地、名称が類似している事業所に照会したものの、「この地において、昭和 26 年に創業し、41 年に厚生年金保険の適用事業所となっている。創業時はお菓子の材料を扱っていた。」と回答しており、同事業所は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではなかった上、業務内容が申立人の供述と異なることから申立人が勤務していたA社とは別事業所であると推認される。

また、法務局に照会したところ、A社の法人登記簿は無いとの回答があり、当時の役員等関係者も不明であるため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできない上、申立人は申立期間当時の同僚の氏名等を記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1775

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 21 日から 48 年 9 月 6 日まで

私は、A社（現在は、B社）に乗務員として入社し、途中で営業部職員になった。労働組合の役員にもなったことがあり、申立期間については同社において継続して勤務していた。しかし、年金記録によると申立期間について、厚生年金保険が空白となっている上、C社の記録がある。同社に勤務したのはD社に勤務した後だったと記憶しており、申立期間はA社に勤務していたため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社に勤務していた複数の同僚に照会したところ、申立人のことを記憶しているものの、いずれも申立人が勤務していた時期等については記憶しておらず、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の適用等について確認できる供述を得ることはできなかった。

また、上記同僚の厚生年金保険被保険者記録を調査したところ、複数の同僚についても申立人同様に被保険者期間の欠落がみられ、当該事業所の事業主は、多くの従業員について一時期、厚生年金保険の資格を喪失させていたことがうかがえる。

さらに、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、B社に照会したところ、当時の資料が無いため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述等を得ることはできなかった。

加えて、A社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和 43 年 10 月 13 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、46 年 5 月 21 日に資格喪失した後、48 年 9 月 6 日に別の健康保険整理番号により再度

資格取得しているところ、申立人の同社における雇用保険の資格取得日は同年9月6日となっている上、当該被保険者原票には、46年6月11日に健康保険被保険者証が返納された記録が確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は申立期間のうち、昭和46年5月から47年9月までの期間及び48年5月から同年8月までの期間において、国民年金保険料を納付していることが確認できる上、48年1月20日から同年5月22日までの期間については、C社において厚生年金保険被保険者となっており、これは雇用保険の加入記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。